

改正案	現行
<p>（保険業法施行令第一条の七第四号の規定に係る規制の特例措置）</p> <p>第一条 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する認定新技術等実証実施者が、法第十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が千人を超えない範囲内において内閣府令で定める数を超えない保険事業であつて、その保険金額が一の保険契約者につき八十万円を超えない範囲内において内閣府令で定める金額を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が法第二条第二項第一号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等という。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が法第二条第二項第一号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第一条の七の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、千万円を超えないものに限る。）は、同条第四号に掲げる再保険に該当しないものとみなす。</p> <p>一 保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができるこ</p>	<p>（新設）</p>

と。

二 保険料の收受及び保険金の支払（保険者の承諾があつたものに限り。）の手續を情報システムにより自動的に行うことができること。

三 保険契約者相互の間において、保険金の支払の実績及び当該実績に応じた保険料の割引率その他の保険事故の発生の抑制に資するものとして内閣府令で定める情報を、情報システムにより共有することができること。

（新技術等実証関連保証に係る保険料率）

第二条 法第十六条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。第四条及び第九条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。第四条及び第九条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。第四条及び第九条において同じ。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。第四条及び第九条において同じ。）にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（新技術等実証関連保証に係る保険料率）

第一条 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第十六条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。第三条及び第八条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パ

第三条～第九条 (略)

別表 (第五条関係)
(略)

一セント)とする。

第二条～第八条 (略)

別表 (第四条関係)
(略)